

# 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第 5 条 第 4 項
処 分 の 概 要 : 許可証の再交付
原 権 者 ( 委 任 先 ) : 都道府県公安委員会 ( 方面公安委員会 )
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第 4 条 第 1 項、第 2 項 ( 許可証の再交付の申請 )
審 査 基 準 : 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 1 4 日 以 内 で 各 都 道 府 県 警 察 の 実 情 に 応 じ た 期 間 を 定 め る 。
申 請 先 :
問 い 合 わ せ 先 :
備 考 :